

袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託 プロポーザル実施要領兼募集要項兼説明書

第1章 基本事項

1 事業概要

- (1) 業務名 袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託
- (2) 履行場所 袖ヶ浦市役所 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- (4) 業務内容 袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託仕様書のとおり
なお、業務内容の詳細については、プロポーザルの実施により選定した提案採用者からの企画提案に基づき、本市と提案採用者とは協議のうえ決定する。

2 目的

本市においては、令和4年から運行開始したデマンド交通の広がりに伴い、袖ヶ浦バスターミナルや鉄道駅への接続が強化されたことにより、都心への交通利便性が向上している一方で、近年の深刻な運転手不足の影響を受け路線バスだけでなく高速バスの減便も続いており、公共交通の維持確保が懸念されていることから、早期に自動運転レベル4を実装することで運転手不足の解消を図るものである。

本事業は全国的先駆的な事例を参考として、先進地で既に自動運転レベル4の運行が実現している路線バスから着手し、既存のバス路線の代替として導入することで、「安心して暮らせるまち」の実現に向けて事業を実施する。

また、令和8年度は自動運転レベル2の運行を実施するが、令和9年度の自動運転レベル4実装（走行環境条件付与）を目指すため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者の支援を受け実施することとし、事業者の選定に当たり必要な事項を定めるものである。

3 公募型プロポーザル方式を採用する理由

豊富な経験と高い専門知識を有する事業者の支援を受け、本市にとって最も有益な効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式とする。

また、審査の結果、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権利者として、事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、契約締結を経て事業を実施する。

4 提案上限額

166,485,000円

※この金額は消費税及び地方消費税を含む。

※この金額は契約予定額を示すものではない。

5 募集要項及び説明書の交付

本プロポーザルにかかる関係書類等は、袖ヶ浦市ホームページ
(<https://www.city.sodegaura.lg.jp/>) からダウンロードするものとする。

6 スケジュール

日 時	内 容
令和8年5月 8日 (金)	手続き開始の公告
令和8年5月 8日 (金) から 令和8年5月20日 (水) まで	袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託プロポーザル実施要領等の配布
令和8年5月 8日 (金) から 令和8年5月15日 (金) まで	参加表明に係る質問の受付 (様式6)
令和8年5月19日 (火)	上記質問の最終回答日 (回答期限)
令和8年5月21日 (木)	公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書 (様式1) 提出期限
令和8年5月25日 (月)	公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書 (様式4) 及びプロポーザル提案要請書 (様式5) 発送
令和8年5月25日 (月) から 令和8年6月 4日 (木) まで	提案に係る質問の受付 (様式6)
令和8年6月 8日 (月)	上記質問の最終回答日 (回答期限)
令和8年6月12日 (金)	提案書 (様式7) 等の提出期限
令和8年6月25日 (木)	プレゼンテーション審査
令和8年6月下旬から7月上旬	提案採用者の決定、審査結果の通知
令和8年6月下旬から7月上旬	仕様確認・調整
令和8年7月上旬	契約締結予定
契約締結の翌日から 令和9年3月26日まで	自動運転社会実装の推進 (袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託仕様書を参照)

7 留意事項

本事業は国土交通省の令和8年度地域公共交通確保維持改善事業補助金 (自動運転社会実装推進事業) を活用し実施することから、当該補助金の採択を受けられなかった場合は本プロポーザル手続きを中止する。

また、当該補助金の交付決定額が申請額に満たない場合は、事業内容及び委託料について協議の上、必要に応じて仕様の変更又は本プロポーザル手続きの可否を決定する。

なお、提案採用者の決定後に不採択等が判明した場合は当該決定を取り消すが、本市は本件に係る損害賠償責任等を負わない。

第2章 参加申込に関する事項

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領の公告日において、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 袖ヶ浦市入札参加資格者名簿の業種（委託）に登録されていること。

ただし、当該名簿に登録がない者は公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を併せて提出し、市長が認めたとき参加することができる。

①履歴事項全部証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

②印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

③財務諸表（直近の決算期のもの）

④委任状（代理人を置く場合）

⑤納税証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

国税、都道府県税及び市町村税の全てについて提出すること。

※複数の事業者による共同提案の場合は、すべての事業者が提出すること。

(3) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）による指名停止措置の期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(8) 日本国内に本社又は営業所を有していること。

(9) 自動運転レベル4の走行環境条件付与を取得した実績があること。

※複数の事業者による共同提案の場合は、共同提案者を1提案者とみなす。

2 応募方法、募集期間及び受付場所

本プロポーザルに参加を希望する者は、募集期間内に受付場所へ提出書類を持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、募集期間内に到着したものに限る。

(1) 募集期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月21日（木）まで

(2) 受付場所・時間

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所 企画政策部政策秘書課

受付時間は、土・日・祝を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出書類（各1部）

①公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）

②誓約書（様式2）

③走行環境条件付与実績一覧（様式3）

④走行環境条件付与書の写し

3 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

本プロポーザルの参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は、令和8年5月25日（月）までに参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に、「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式4）」により通知する。

また、併せて参加資格確認者には「プロポーザル提案要請書（様式5）」により、提案書の提出を要請する。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は「質問票（様式6）」に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールで提出すること。

また、公平性の観点から、下記（1）②に記載の提案に係る質問及び回答は、すべての提案要請者に対して公開する。

(1) 受付期間

①参加表明に係る質問の受付

令和8年5月8日（金）から令和8年5月15日（金）まで

②提案に係る質問の受付

令和8年5月25日（月）から令和8年6月4日（木）まで

※受付期間内の質問回数に制限は無いが、可能な限りまとめて送付すること。

(2) 提出場所

袖ヶ浦市役所 企画政策部政策秘書課

電子メール seisaku@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問に対する回答

①上記（1）①の期間に受付けた質問は、令和8年5月19日（火）までに当該質問者に電子メールで回答する。

②上記（1）②の期間に受付けた質問は、令和8年6月8日（月）までにすべての提案要請者に電子メールで回答する。

第3章 提案書等の提出及び作成に関する事項

1 提案書等の提出期限、場所及び方法

本市から、「プロポーザル提案要請書（様式5）」により提案を要請された者は、下記の提出期限までに提出場所に提案書類等を持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、提出期限までに到着したものに限り。

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金） 午後4時30分

（持参により提出する場合は、事前に提出日及び時間を連絡すること）

(2) 提出場所

〒299-0292

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所 企画政策部政策秘書課

電話番号 0438-62-2435

電子メール seisaku@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 提出書類

①提案書（様式7）

②参考見積書

③会社案内、パンフレット等

※複数の事業者による共同提案の場合は、提案書は1部にまとめても差し支えないが、各事業者の担当範囲が明確にわかるよう整理すること。また、見積書及び内訳書については、各事業者が担当する部分ごとに作成し、合算額を第1章 4 提案上限額の範囲内とすること。

(4) 提出方法

提案書類等は正本1部、副本8部（正本のみ社印を押印し残りは複写）をそれぞれバインダー等で綴じたものを提出すること。また、電子データ（PDF形式）についても電子メールにより提出すること。

(5) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式8）」により、その理由等を記入して、速やかに電子メール等にて提出すること。

なお、プロポーザル参加辞退は自由であり、辞退によって不利益な扱い（指名停止等）を受けることはない。

2 提案書の規格

提案書を作成する際は、次の条件を順守すること。

(1) 提案書の形式は、A4用紙、縦向き、両面印刷、左綴じとし、文字の大きさは1

1ポイント以上とする。ただし、図表等で一部A3用紙を使用してもよい。この場合はA4版に折り込むこと。

(2) 「第3章 3 提案書の内容」に基づき正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められる

- ていない資料等を添付することがないよう留意すること。文書を補完するため、写真、イラスト及びイメージ図等を使用してもかまわない。また、カラーも可とする。
- (3) 目次等を含め全部で30ページ以内とする。なお、A3用紙は2ページ分として扱うこと。
- (4) 言語は日本語とし、記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること（専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きをつけること）。
- (5) 提案書のボリュームは評価の対象ではないので、読み易さや解りやすさに留意し、簡潔に作成すること。

3 提案書の内容

提案書の作成に当たっては、下記に掲げる事項を記載すること。

- (1) 会社概要（資本金、自己資本比率等）

※複数の事業者による共同提案の場合は、すべての事業者分を記載すること。

- (2) 提案の概要

袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託仕様書の内容に沿った提案とすること。

- (3) 業務工程表

本業務の履行のための業務工程表を作成すること。

- (4) 業務体制表

①本業務に配置する責任者及び主任担当者を記載すること。

②責任者及び担当者の氏名、所属、役職、業務経歴、保有資格等を記載すること。

※複数の事業者による共同提案の場合は、事業者の担当範囲が明確にわかるよう整理すること。

- (5) 令和9年度を見据えた事業展開の提案

本業務の実現性及び将来性を評価するため、令和9年度における事業展開について提案すること。

また、提案にあたっては、走行環境条件付与下におけるレベル4自動運転の実装を見据えた内容とすること。この際、令和8年度の事業内容及び規模を基本とし、段階的な導入プロセスを含め、技術的要件、運行形態、制度面の対応等を踏まえた実現性のある提案とすること。

なお、本提案内容は令和9年度の契約を保証するものではない。

4 参考見積書の内容

- (1) 様式は任意とする。

- (2) 費用はすべて消費税及び地方消費税を加えた金額とすること。

- (3) 費用の項目は、可能な限り分けて記載すること。

第4章 審査に関する事項

1 選定委員会の委員構成

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱(平成23年告示第38号)に基づき、袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会の委員構成は以下のとおり。

袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託プロポーザル選定委員会	
委員長	副市長
委員	企画政策部長
	企画政策部政策秘書課長
	総務部管財契約課長
	財政部財政課長
	都市建設部長
	都市建設部都市計画課長

2 審査主体

本プロポーザルに関する審査は、選定委員会により行うこととし、委員が審査又は評価のために必要と認めるときは、業務担当職員を補助員として指名し、審査又は評価の一部を委任することができる。

3 事務局

選定委員会の庶務等を執り行う事務局は、企画政策部政策秘書課とする。

4 事業者選定方法

提出された提案書等の審査の結果、総合的に最も優れた提案採用者を選定する。

5 審査基準

(1) 評価配点

評価点の合計点数は600点とし、各項目の配点は以下のとおりとする。

項目	評価事項	配点
①	提案書評価	540点
②	プレゼンテーション評価	
③	価格評価	60点

(2) 評価方法

①提案書及びプレゼンテーション評価審査

「袖ヶ浦市自動運転社会実装推進事業委託仕様書」及び「第3章 提案書等の提出及び作成に関する事項」に基づき提出された提案書並びに提案書に係るプ

プレゼンテーションについて採点する。評価については、本市基準により選定委員会委員が評価項目単位で設けられる配点に応じて採点する。

なお、要件を満たさない提案があるなど審査できない提案については、評価の対象としない。

プレゼンテーション審査は、令和8年6月25日（木）に実施する。

プレゼンテーション審査の時間は、プレゼンテーション20分以内及びヒアリング10分程度とする。

②価格評価審査

「第3章 提案書等の提出及び作成に関する事項」に基づき提出された参考見積書について、本市基準に基づき採点する。

(3) 評価項目

「別紙 評価基準書」のとおりとする。

(4) 審査員

選定委員会の委員

6 提案採用者の決定

提出された提案書等の審査の結果、総合的に最も優れた提案採用者を選定する。

提案採用者の選定は、各委員単位における審査票の採点を集計した結果により、1位を最も多く獲得した事業者を提案採用者とする。

提案採用者に対しては、「公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）」に記載された責任者に対して通知する。その他の事業者に対しては、提案を採用しない旨の通知を行う。

ただし、基準点は評価点満点の6割とし、評価点が基準点を満たす場合のみ、当該提案者を提案採用者とする（なお、提案上限額を上回る場合は採用しない。）。提案者が1者の場合も同様とする。

また、提案採用者の決定後、不測の事態が生じた場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。審査の経緯及びその内容に関する問合せ、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

なお、最も多く1位を獲得した事業者が複数あった場合又は全ての委員が同一事業者に1位を付けた際の次点者を選定する場合は、次のとおりとする。

(1) 最も多く1位を獲得した事業者が複数あった場合

その事業者間において最も多く2位を獲得した事業者を提案採用者とし、次に多く2位を獲得した事業者を次点者とする。ただし、事業者が複数ある場合においては、以降最終順位獲得数まで同様な工程を繰り返すものとする。

なお、最終順位まで獲得数が同一であった場合、その事業者間において最も高い総得点数を獲得した事業者を提案採用者とし、次に多く総得点数を獲得した事業者を次点者とするものとする。総得点数が同一であった場合においては、審査会における審議により提案採用者及び次点者を選定するものとする。

(2) 全ての委員が同一事業者に1位を付けた際の次点者を選定する場合

2位を最も多く獲得した事業者を次点者とする。また、その際に最も多く2位を獲得した事業者が複数あった場合については、その事業者間において最も多く3位を獲得した事業者を次点者とするものとする。ただし、事業者が複数ある場合においては、以降最終順位獲得数まで同様な工程を繰り返すものとする。

なお、最終順位まで獲得数が同一であった場合、その事業者間において最も高い総得点数を獲得した事業者を次点者とするものとする。総得点数が同一であった場合においては、審査会における審議により次点候補者を選定するものとする。

7 失格事由

下記の事由に該当した事業者は、評価点にかかわらず失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提案書等の提出を要請した者以外の者が提案書等の提出等を行ったとき
- (4) 参考見積書の見積額が、「提案上限額」を超えているとき
- (5) 期限までに所定の手続きをしなかったとき
- (6) 審査の公平性を欠く行為があったとき
- (7) その他提案に当たり著しく信義に反する行為があった等、選定委員会の委員長が失格であると認めたとき

8 その他

- (1) 提案書等の提出等にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。提出書類の著作権は提案者に帰属する。なお、提出書類は審査に必要な場合、複製を作成することがある。
- (2) 本事業の成果品に関する著作権、利用権（開示権含む）その他の権利は、すべて袖ヶ浦市に帰属する（提案者が本事業前に著作権を既に持つものは除く。）。
- (3) 提出された提案書等は、袖ヶ浦市情報公開条例（平成11年条例第1号）により取り扱う。
- (4) 契約に関しては、本市と提案採用者とが仕様に沿って詳細事項を協議のうえ締結する。
- (5) 本市から本提案及び本事業において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本事業手続以外の目的に供したり、本提案以外に無断で使用してはならない。
- (6) 提出期限後に、参加申請書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (7) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載等をした場合は、当該申請書又は提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を行うことがある。
- (8) その他実施要領に記載のない事項については、本市と提案採用者とが協議のうえ決定する。